

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 11 月 25 日 (金) 第 366 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○保安林の指定予定 (2 件)	(森づくり推進課取扱い) 1
○公有水面の埋立ての免許の出願	(漁港漁場課取扱い) 2
○肥料の登録の有効期間の更新	(経営技術課取扱い) 4
○地籍調査の成果の認証	(農地保全課取扱い) 4
○公共測量の実施	(監理課取扱い) 5
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (2 件)	(砂防課取扱い) 5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (2 件)	(砂防課取扱い) 5
○土砂災害警戒区域の指定 (2 件)	(砂防課取扱い) 5
○土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件)	(砂防課取扱い) 6

公 告

○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い) 8
○競争入札の参加者の資格に関する公告	(管財課取扱い) 8
○落札者等の公告 (3 件)	(管財課取扱い) 9
	(県立大島病院取扱い) 10

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※)	(選挙管理委員会取扱い) 10
--------------------------------	-------------------

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 819 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 安 林 と し て 指 定 す る 予 定 で あ る 。

令 和 4 年 11 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市犬迫町119番1 (次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「 次の図 」 及 び 「 次の と お り 」 は , 省 略 し , その 図 面 及 び 関 係 書 類 を 鹿 児 島 県 環 境 林 務 部 森 づ く り 推 進 課 及 び 鹿 児 島 市 役 所 に 備 え 置 い て 縦 覧 に 供 す る 。)

鹿児島県告示第820号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡龍郷町大勝字長道1048番1・1067番・1097番・1100番3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第821号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和4年11月25日から同年12月15日までの間、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び鹿児島県始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

霧島市

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市長 中重真一

2 埋立区域

(1) 位置

霧島市隼人町小浜字礪石6156番2から同字6123番に至る間の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の点1から点30までを順次に直線で結んだ線及び点30と点1を結んだ線により囲まれた区域

点1 地籍図根三角点R 1 - 1（北緯31度43分44秒4131，東経130度41分42秒0944）

（以下「基点」という。）から143度06分40秒21.22メートルの地点

点2 点1から67度29分31秒3.52メートルの地点

点3 点2から92度43分40秒27.45メートルの地点

点4 点3から61度19分48秒12.56メートルの地点

点5 点4から70度53分04秒14.61メートルの地点

点6 点5から86度49分41秒7.87メートルの地点

点7 点6から47度10分48秒6.83メートルの地点

点8 点7から190度13分40秒8.10メートルの地点

点9 点8から100度47分07秒35.00メートルの地点

- 点10 点9から190度47分07秒1.16メートルの地点
- 点11 点10から280度47分07秒35.73メートルの地点
- 点12 点11から204度05分42秒8.16メートルの地点
- 点13 点12から294度05分42秒1.50メートルの地点
- 点14 点13から204度05分42秒3.30メートルの地点
- 点15 点14から114度05分42秒1.50メートルの地点
- 点16 点15から204度05分42秒23.60メートルの地点
- 点17 点16から294度05分42秒1.50メートルの地点
- 点18 点17から204度05分42秒3.30メートルの地点
- 点19 点18から114度05分42秒1.50メートルの地点
- 点20 点19から204度05分42秒13.53メートルの地点
- 点21 点20から294度05分42秒6.95メートルの地点
- 点22 点21から358度16分05秒5.56メートルの地点
- 点23 点22から24度05分42秒4.83メートルの地点
- 点24 点23から359度31分09秒3.91メートルの地点
- 点25 点24から304度21分49秒6.71メートルの地点
- 点26 点25から291度57分49秒1.50メートルの地点
- 点27 点26から307度04分35秒4.06メートルの地点
- 点28 点27から265度05分58秒7.03メートルの地点
- 点29 点28から241度58分56秒8.91メートルの地点
- 点30 点29から239度53分22秒6.05メートルの地点

(3) 面積

1,560.06平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

霧島市隼人町小浜字礪石6156番2から同字6123番に至る間の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の点1から点43までを順次に直線で結んだ線及び点43と点1を結んだ線により囲まれた区域

- 点1 基点から143度06分40秒21.22メートルの地点
- 点2 点1から67度29分31秒3.52メートルの地点
- 点3 点2から92度43分40秒27.45メートルの地点
- 点4 点3から61度19分48秒12.56メートルの地点
- 点5 点4から70度53分04秒14.61メートルの地点
- 点6 点5から86度49分41秒7.87メートルの地点
- 点7 点6から47度10分48秒6.83メートルの地点
- 点8 点7から52度42分39秒5.16メートルの地点
- 点9 点8から85度53分30秒1.97メートルの地点
- 点10 点9から83度38分48秒1.56メートルの地点
- 点11 点10から83度22分54秒6.73メートルの地点
- 点12 点11から78度52分47秒6.76メートルの地点
- 点13 点12から46度26分51秒0.59メートルの地点
- 点14 点13から162度12分19秒2.09メートルの地点
- 点15 点14から77度35分57秒3.79メートルの地点
- 点16 点15から75度47分54秒7.15メートルの地点
- 点17 点16から72度54分30秒6.07メートルの地点
- 点18 点17から75度02分18秒4.66メートルの地点
- 点19 点18から76度16分16秒5.29メートルの地点
- 点20 点19から82度06分18秒6.14メートルの地点

- 点21 点20から79度05分37秒2.17メートルの地点
- 点22 点21から91度35分31秒24.55メートルの地点
- 点23 点22から103度48分56秒23.67メートルの地点
- 点24 点23から104度02分28秒2.86メートルの地点
- 点25 点24から105度31分00秒6.15メートルの地点
- 点26 点25から192度59分19秒54.08メートルの地点
- 点27 点26から104度00分36秒4.63メートルの地点
- 点28 点27から170度01分41秒27.38メートルの地点
- 点29 点28から298度23分04秒32.30メートルの地点
- 点30 点29から268度21分37秒26.21メートルの地点
- 点31 点30から268度15分58秒54.00メートルの地点
- 点32 点31から269度20分22秒7.09メートルの地点
- 点33 点32から295度10分34秒19.37メートルの地点
- 点34 点33から294度05分42秒6.95メートルの地点
- 点35 点34から358度16分05秒6.81メートルの地点
- 点36 点35から24度05分42秒4.83メートルの地点
- 点37 点36から359度31分09秒3.91メートルの地点
- 点38 点37から304度21分49秒6.71メートルの地点
- 点39 点38から291度57分49秒1.50メートルの地点
- 点40 点39から307度04分35秒4.06メートルの地点
- 点41 点40から265度05分58秒7.03メートルの地点
- 点42 点41から241度58分56秒8.91メートルの地点
- 点43 点42から239度53分22秒6.05メートルの地点

(3) 面積

10,033.75平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

令和 4 年 11 月 10 日

鹿児島県告示第822号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1327号	令和10年11月29日	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 12.0	該当なし	株式会社 アクシーズ	鹿児島市 草牟田二丁目1番 8号
鹿児島県肥第1328号	令和10年11月29日	肉骨粉	チキンミール	窒素全量 9.0 りん酸全量 5.0	該当なし	株式会社 アクシーズ	鹿児島市 草牟田二丁目1番 8号

鹿児島県告示第823号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により，次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
奄美市	令和 2 年 8 月 4 日から 令和 4 年 2 月 21 日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市笠利町大字須野及び笠利町大字屋仁の各一部	令和 4 年 11 月 15 日
宇検村	令和 2 年 8 月 3 日から 令和 4 年 1 月 28 日まで	地籍図及び地籍簿	宇検村大字生勝, 大字芦検及び大字湯湾の各一部	令和 4 年 11 月 15 日

鹿 児 島 県 告 示 第 824 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 11 月 24 日から令和 5 年 3 月 10 日まで
- 3 作業の地域 湧水町米永地内

鹿 児 島 県 告 示 第 825 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・安勝 2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 826 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 8 項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・安勝 2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 827 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・中田 1, 急・高マシ 1, 急・大野池 1, 急・安勝 2 及び急・手籠 2
	龍郷町	急・秋名 1, 急・アガレ 1, 急・戸口 1, 急・阿ヒン田 3, 急・阿ヒン田 4, 急・長浜 1, 急・長浜 2, 急・瀬レン 1, 急・瀬レン 2, 急・万田 1, 急・ース浜 2, 急・下里 1 及び急・上里 1
土石流	奄美市	土・根元 1, 土・入山田 3, 土・入山田 4, 土・大野池 1, 土・大野池 2, 土・ヨンゲン又 3, 土・安勝 9 及び土・安勝 10
	龍郷町	土・アガレ 1, 土・緑 1, 土・秋名 1, 土・カンマ 1, 土・上ハサマ 1, 土・戸口 1, 土・緑 2, 土・阿丹崎 1, 土・尾尻 1, 土・松原 1, 土・長浜 1, 土・長浜 2, 土・中福地原 1, 土・フレ原 1, 土・永栄原 1, 土・崎田原 2, 土・平松原 1 及び土・平松原 2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第828号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・中田 1, 急・高マシ 1, 急・大野池 1, 急・安勝 2 及び急・手籠 2
	龍郷町	急・秋名 1, 急・アガレ 1, 急・戸口 1, 急・阿ヒン田 3, 急・阿ヒン田 4, 急・長浜 1, 急・長浜 2, 急・瀬レン 1, 急・瀬レン 2, 急・万田 1, 急・ース浜 2, 急・下里 1 及び急・上里 1
土石流	奄美市	土・入山田 3, 土・入山田 4, 土・大野池 1, 土・大野池 2, 土・ヨンゲン又 3 及び土・安勝 9
	龍郷町	土・アガレ 1, 土・緑 1, 土・秋名 1, 土・カンマ 1, 土・戸口 1, 土・緑 2, 土・阿丹崎 1, 土・尾尻 1, 土・松原 1, 土・長浜 1, 土・長浜 2, 土・中福地原 1, 土・フレ原 1, 土・永栄原 1, 土・平松原 1 及び土・平松原 2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第829号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	宇検村	急・名柄 1 及び急・名柄 2
土石流	宇検村	土・須古 3 及び土・湯湾 12

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第830号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	宇検村	急・名柄 1 及び急・名柄 2
土石流	宇検村	土・須古 3 及び土・湯湾 12

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第831号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	宇検村	急・名柄 1 及び急・名柄 2
土石流	宇検村	土・須古 3 及び土・湯湾 12
	瀬戸内町	土・伊子茂 7

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第832号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称

急傾斜地の崩壊	宇検村	急・名柄 1 及び急・名柄 2
土石流	瀬戸内町	土・伊子茂 7

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(2 工区)

大島郡天城町大字浅間字戸ノ木322番 8 の一部、322番33の一部、322番34の一部、322番35及び322番37の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大島郡天城町平土野2691番地 1

天城町長 森田弘光

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 5 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 4 年 11 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 調達をする物品等の種類

物品の購入（電気）

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であること。

- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

- (1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和4年12月16日から同月23日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者でない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和6年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年11月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

タブレットパソコン 1,577台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号

3 落札者を決定した日

令和4年10月31日

4 落札者の氏名及び住所

富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店

鹿児島市金生町4番10号

5 落札金額

145,194,390円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年9月20日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年11月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

結核診査等観察用モニター及びパソコン 13式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日
令和4年10月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
キヤノンメドテックサプライ株式会社鹿児島営業所
鹿児島市山之口町1番10号鹿児島中央ビルディング
- 5 落札金額
32,648,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和4年9月20日

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和4年11月25日

県立大島病院長 石神純也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
I C U / E R システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年9月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
有限会社サト商会
奄美市名瀬鳩浜町93番地
- 5 随意契約に係る契約金額
32,450,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第8号該当

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第68号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号(不在者投票を行うことができる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2の表1の項を削る。